資料３

大網白里市通学区域審議会規則

（目的）

第１条　この規則は、大網白里市立小学校及び中学校の設置に関し必要な事項を調査、審議し教育行政の円滑及び能率的な運営を図ることを目的とする。

（設置）

第２条　教育委員会に、大網白里市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第４条　審議会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、保護者の代表者、市内小・中学校長の代表者、区・自治会の代表者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の勤務）

第５条　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第６条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、審議会の会務を総理する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第７条　会議は必要に応じ、会長が招集する。

（議事）

第８条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第１０条　この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。